

令和5年5月30日
奈良労働局

大和高田公共職業安定所における文書の誤送付について

奈良労働局（局長 橋口 忠）は、大和高田公共職業安定所（以下「大和高田所」という。）において発生した個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 事案概要

大和高田所において、雇用保険受給者であるA氏（以下「A受給者」という。）へ送付すべき雇用保険受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を誤ってB氏（以下「B受給者」という。）へ送付し、B受給者に送付すべき雇用保険受給資格者証を、誤ってA受給者に送付するという事案が発生した。

受給資格者証には、支給番号、氏名、性別、生年月日、口座番号、離職事業所名等の個人情報に記載されている。

2 事実経過

- （1）令和5年5月16日、大和高田所において、A受給者及びB受給者の雇用保険の基本手当等の支給処理を行い、支給対象期間や支給金額等を印字した受給資格者証を両者に郵送するため職員Xが封筒に封入した。その際、職員Xは、A受給者あての封筒にB受給者の受給資格者証を、B受給者あての封筒にA受給者の受給資格者証を誤って封入した。
- （2）5月17日、前日に職員Xが封入した封筒を職員Yが封緘の上、発送した。その際、職員Yは封入の誤りに気づかなかった。
- （3）5月19日、奈良労働局にA受給者の家族から、心当たりのないB受給者の書類が郵送されてきたとの連絡があり、この時点で誤送付が発覚した。
- （4）同日、奈良労働局から大和高田所に対し誤送付に係る事実確認等の指示を行った。
- （5）同日、大和高田所からB受給者に電話連絡を行ったところ、B受給者にA受給者の受給資格者証が届いていることを確認したことから、大和高田所職員がB受給者を訪問の上、事実経過及び謝罪を行い、A受給者の受給資格者証を回収した。
- （6）同日、大和高田所職員がA受給者を訪問の上、経過説明及び謝罪を行い、A受給者の受給資格者証を手交し、B受給者の受給資格者証を回収した。
- （7）同日、大和高田所職員がB受給者を訪問し、改めて謝罪の上、B受給者の受給資格者証を手交した。

3 発生の原因

- (1) 封入者、封緘者ともに、宛て先と内容物の確認が不十分であったこと。
- (2) 本来、封入者、封緘者が同席し封入物に誤りがないかお互いに確認すべきところ、別々に行った上、それぞれの者が業務の繁忙による焦りから、確認が不十分となったこと。

4 再発防止策

(1) 大和高田所における再発防止策

- ① 5月19日、緊急幹部職員会議を開催し、所長から事案の経過説明と再発防止の徹底について指示するとともに、全職員・非常勤職員に対しメールにより事案の発生と再発防止について指示した。
- ② 5月22日、全職員・非常勤職員を対象として、個人情報の取扱いに係る研修及び緊急自主点検を実施した。
- ③ 今回の発生原因を受けて、所内において以下の取組を行うこととした。
 - ・封入・封緘作業は2人以上で同席の上で実施することを改めて徹底する。
 - ・落ち着いて封入・封緘作業ができる環境を確保するため、窓口業務の繁忙時を避けた時間帯に作業時間を確保することをルール化する。
 - ・封入者は、封筒の宛先と書類内容の指差し確認等を改めて徹底する。
 - ・封緘者は、送付物の管理表、封筒の宛先、送付書類の3点の確認を徹底する。
 - ・上記の取組が履行されているか、管理職が定期的に確認する。

(2) 奈良労働局における再発防止策

- ① 5月22日、職業安定部長から部内課室長及び各公共職業安定所長に対して、メールにより事案概要の説明及び適正な事務処理の徹底と再発防止を指示した。
- ② 5月23日、総務部長から局内各課室長及び各労働基準監督署長・各公共職業安定所長に対して、メールにより事案概要の説明及び適正な事務処理の徹底と再発防止について注意喚起を行った。
- ③ 5月24日、地方雇用保険監察官が、大和高田所に対し個人情報管理に係る緊急点検を実施した。

担当：奈良労働局職業安定部職業安定課
職業安定課長 岩脇 辰行
職業安定課長補佐 田川 昭久
電話：0742 - 32 - 0208（内線 361）